

加納向井山地区計画について

令和8年1月29日(木)

・30日(金)

自治区説明資料

豊田市役所 都市計画課

1 市街化調整区域内地区計画について

当地区は、第9次豊田市総合計画の将来都市構造において「産業誘導エリア」に位置付けられており、産業集積を図る地区としています。

一般的には、市街化調整区域において大規模な開発等を行うことはできませんが、地区計画を定めることにより、一体の条件を満たす計画的で良好な開発に関しては許容されます。(都市計画法第34条10号)



2 加納向井山地区計画について

(1) 位置と面積

当地区計画区域は、豊田藤岡インターチェンジから南西におよそ900m、県道深見亀首線の東に位置しています。

当地区計画区域面積は約7.5haとなります。



(2) 地区施設

緑地・調整池を地区施設として位置づけることで、周辺の自然環境と調和した工業地の形成を図ります。

(3) 建築物等に関する制限

地区計画では、将来にわたって良好な工業地として活用していくため、様々な建築物等に関するルールを定めます。

主な建築物等のルール

① 建築物の用途の制限

工場（製造業）、倉庫・荷さばき場の建築が可能です。

② 建ぺい率及び容積率

建ぺい率は60%、容積率は150%を上限とします。

③ 敷地面積の最低限度

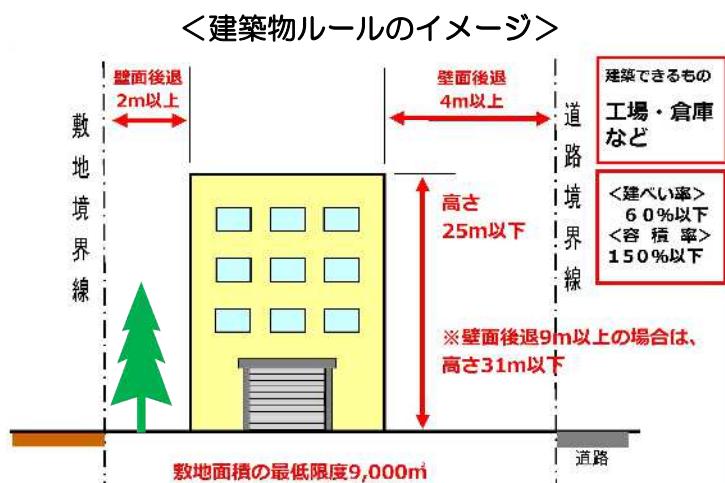
敷地の細分化を防止するため、敷地面積の最低限度を9,000m²以下とします。

④ 壁面の位置の制限

ゆとりある工業地とするため、建物の壁面の位置を道路境界線から4m以上、敷地境界線から2m以上離します。

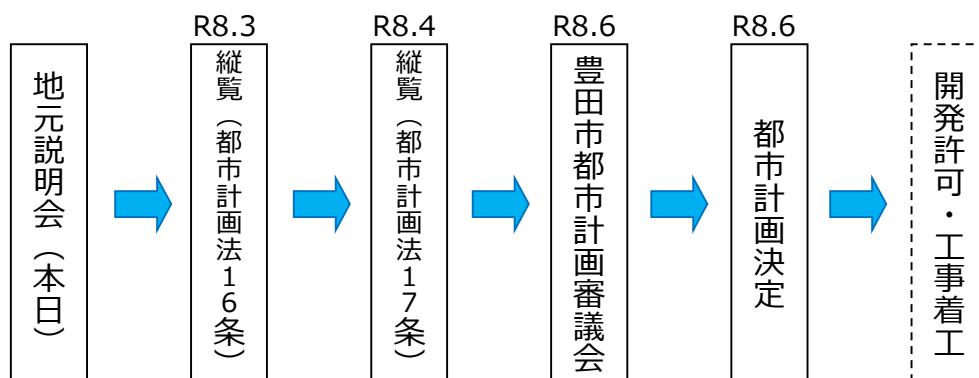
⑤ 建築物の高さの最高限度

25mを最高限度とします。ただし、建築物の後退距離を9m以上とした場合は、31mまでを最高限度とします。



3 今後の流れ（予定）

今後、県など関係機関と協議を進め、令和8年6月を目途として地区計画の都市計画決定（告示）を行います。



※このスケジュールは最短での計画です。関係機関の協議により変更する可能性があります。

●問い合わせ先

都市整備部 都市計画課：山口・宇野 T E L : 0565 (34) 6620